

**高萩市民球場
指定管理者（候補者）募集要項**

令和6年4月

高萩市教育委員会生涯学習課

第1 募集の目的

高萩市民球場（以下「市民球場」という。）の管理を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法第244条の2第3項及び高萩市民球場の設置及び管理に関する条例第12条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

第2 施設の概要

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 名称 | 高萩市民球場 |
| | 所在地 | 高萩市大字高萩727番地 |
| | 施設概要 | グラウンド両翼91m センター120m
観客席 バックネット裏、1塁側、3塁側
電光掲示板（磁器反転式スコアボード） |
| | 使用時間 | 原則：8時から18時 |
| | 休場日 | 12月29日から1月3日 |
| | その他 | 原則：連続3日間の使用は不可 |

2 施設の概要

別紙「高萩市民球場管理業務基準書」（以下「別紙基準書」という。）に記載のとおり。

第3 管理の条件

1 管理の基本方針

- (1) 関係法令、条例を遵守し、適正な管理を行うこと
- (2) 市民球場の利用者に対し、平等かつ適正なサービスの提供を行うこと
- (3) 市民球場の設備及び備品の維持管理を適正に行うこと
- (4) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の詳細は、別紙基準書に記載のとおりです。

3 指定期間

令和6年10月1日から令和9年3月31日まで

- ①指定の期間は、高萩市議会の議決を経て正式に決定します。
- ②指定後であっても、市の指示に従わないなど指定管理者による管理を継続することが適当でないとした場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部停止を命じることがあります。

4 使用料金

市民球場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とします。詳細は、別紙基準書に記載のとおりです。

5 指定管理業務に係る経費

- (1) 各年度の指定管理料の額は、各年度の市の予算の範囲内で定めます。
- (2) 修繕工事等のうち、別紙基準書別表1の維持管理区分で市が負担するものは、市が直接発注し負担します。
- (3) 支払方法及び経理区分

ア 支払方法等

指定管理料は、年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、指定管理者からの請求に基づき分割して支払う予定です。なお、支払方法、回数等については市と指定管理者の協議で定めることになります。

イ 経理区分

指定管理者は、指定管理業務に係る経理とその他の業務（法人等の固有務）に係る経費を区分する必要があります。

（地方自治法第199条第7項の規定により、監査委員は必要があると認めるとき、又は地方公共団体の長の要求があるときは、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務について監査を行うことができます。）

6 管理の基準等

別紙基準書に記載のとおりです。

7 指定管理者と市の責任分担

指定期間中における指定管理者と市のリスク及び責任の分担の基本的な考え方は次のとおりです。この表に基づく指定管理者の賠償資力を担保するため、指定管理者はこれらのリスクに対応するための保険に加入する必要があります。

なお、詳細については協議のうえ定めるものとします。

項 目	負 担	
	指定管理者	市
管理上の瑕疵による火災等事故による施設の損傷	○	
管理上の瑕疵による施設利用者等の被災に対する賠償責任	○	
管理上の瑕疵による周辺住民への損害発生による賠償責任	○	
施設の火災共済保険加入		○
施設の老朽化等に伴う修繕及び改修等		○
法令その他の制度変更により生じた管理コストの増加	協 議	
指定管理者の責任による管理業務の停止	○	
施設設置者の責任による管理業務の停止		○
天災等の不可抗力による業務停止	協 議	
施設管理の業務引継のコストの負担	○	

第4 応募手続き

1 応募者の資格は、法人その他の団体であって、次のいずれにも該当しないものとしします。

- (1) 地方自治法第167条の4の規定に該当する団体等
- (2) 市から指名停止措置を受けている団体等
- (3) 直近1年間の地方税及び国税を滞納している団体等
- (4) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている団体等
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となるような活動を行う団体等

2 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式5）
- (2) 指定管理業務に係る計画書（別紙1）
- (3) その他添付書類
 - ア 定款、寄附行為、その他これらに準ずる書面
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他法人等の財産状況を明らかにする書面
 - エ 前事業年度における事業報告書、その他法人等の業務内容を明らかにする書面
 - オ 地方税及び国税について、未納がないことを証する書面
 - カ 防火管理講習修了証の写し

3 募集要項の配布

- (1) 期 間 令和6年4月17日(水)から令和6年5月8日(水)
(平日の8時30分から17時まで)
- (2) 場 所 高萩市役所 教育委員会生涯学習課
※募集要項は高萩市ホームページからもダウンロードできます。

4 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催します。

希望者は、現地見学会参加申込書(別紙)を提出してください。

(郵送、FAX、Eメールでの提出も可能です)

- (1) 開催日 令和6年4月25日(木) 時間未定
- (2) 会 場 高萩市民球場
- (3) 申込期限 令和6年4月22日(月)17時必着
※参加申込書の提出がない場合は現地見学会へ参加できません。

5 質問事項の受付・回答

募集事項の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和6年4月17日(水)から令和6年4月24日(水)
- (2) 受付方法 質問票(別紙4)を教育委員会生涯学習課へ提出してください。(郵送、FAX、Eメールでの提出も可能です)
なお、口頭、電話等での質問は一切受け付けません。
- (3) 回答方法 質問については、令和6年4月26日(金)までに回答します。(FAX又はEメール)
なお、令和6年5月8日(水)まで高萩市ホームページで閲覧することができます。

6 申請書等の受付

受付期間	令和6年4月17日(水)から令和6年5月8日(水)まで (ただし、土・日曜日、祝日を除く)
受付時間	8時30分から17時まで
受付方法	予め電話で日時を連絡したうえで応募書類一式を下記の提出先に持参してください
提出部数	正本1部、副本7部を提出してください

7 連絡先及び申請書等提出先

高萩市本町1丁目100番地の1

高萩市役所 教育委員会生涯学習課スポーツ推進G

電話：0293-23-1132 FAX：0293-23-1126

E-mail：shougai@city.takahagi.lg.jp

8 留意事項

- (1) 市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。
- (2) 事業計画書等の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出された書類は返却しません。
- (3) 申請に係る経費はすべて申請者の負担とします。
- (4) 市の業務上の都合により、応募の事実に係る情報を市の機関において利用する場合があります。
- (5) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

第5 指定管理者の候補者の選定

指定管理者の候補者の選定にあたって、「高萩市民球場指定管理者選定委員会」を設置し、選定委員会において応募書類に基づき選定します。

第6 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、高萩市議会の議決を経て指定管理者に指定されます。結果については、応募者に書面で通知します。

2 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、市が支払う指定管理料に関する事項、管理の基準等に関する細目的事項等については、指定管理者と市との間で協定を締結します。

なお、協定は指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

3 その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市は指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (1) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと思われるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

第7 業務報告・調査等

市は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者の管理業務の実施状況及び経理の履行状況に関し、随時に報告を求め、実地の調査を行うことがあります。

この場合において、管理が適正でないと認めたときは、市は必要な指示を行い、状況が改善されない場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

第8 添付資料・様式等

この募集要項を補足する添付資料等は次のとおりです。

- (1) 高萩市民球場管理業務基準書（別紙1）
- (2) 指定管理者指定申請書（様式5）
- (3) 指定管理業務に係る計画書（別紙2）
- (4) 現地見学会参加申込書（別紙3）
- (5) 質問票（別紙4）
- (6) 施設の配置図等（資料1）
- (7) 高萩市民球場の設置及び管理に関する条例
- (8) 高萩市民球場の設置及び管理に関する条例施行規則